

**帝京大学**

**産業保健高度専門職養成の大学院プログラム**

**履修証明プログラム要項・シラバス**

**2020年度**



**TEIKYO**

## 1. プログラム概要

産業構造・雇用構造の変化を受け、それに対応できる高度な能力を持つ産業看護職（保健師・看護師）あるいは専門性を持った産業医の必要性が指摘されている。とくに、今後新たな人材需要が望まれるなか、出産・育児期間を経た産業看護職あるいは医師の再教育の充実が求められている。

「帝京大学産業保健高度専門職の大学院プログラム(以下、「産業保健プログラム」という)」は、「医療・福祉・健康分野」で、特に女性の活躍する機会の多い産業看護職、産業医、安全管理者・衛生管理者等の「学び直し」や「リフレッシュおよびキャリアアップ」に力点を置き、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムの「履修証明プログラム」、「職業実践力育成プログラム (BP)」および「教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練)」として、産業保健分野の高度人材の養成を目的とする。

ハイレベルな行動特性・問題解決能力を身に付けることを重視したコンピテンシー基盤型教育 (CBE) に基づき、様々な産業保健上の諸課題に対して、指導的立場で且つ科学的判断に基づく問題解決型の対処ができ、その活動を統括指導できる産業保健の高度な実践能力とリーダーシップを併せ持つ高度専門職業人の養成を目指す。

なお、2020年度より、産業保健での経験のない方を対象にした「入門コース」を開設します。

## 2. 教育方針

産業保健プログラムの履修証明書授与に要求される知識・能力を修得するために、以下の方針でカリキュラムを編成する。

- I. 社会や環境との関わりで人間を捉えるという疫学のおよび統計的な思考と産業保健マインドを涵養するため、「疫学・統計学」、「産業保健学」、「産業環境保健学実習」および「実践報告」の4科目を必修科目として設定する。なお、入門コースは、「産業環境保健学概論」、「衛生管理学」をさらに必須科目とする。
- II. 「実践報告」とは、現場の課題を掘り起し、その課題を科学的に分析し、対策を検討し、コミュニケーション能力を高めて職場を巻き込み、実施に至るまでのリーダーシップをとれるように、現場の課題を研究するものである。
- III. 産業看護職（保健師・看護師）、産業医、技術系の安全管理者・衛生管理者あるいは労働衛生コンサルタントのそれぞれのリフレッシュ・レベルアップを図るため、夏期にそれぞれに特化した特別講義を含めた選択科目を設ける。
- IV. 海外の最新事情や最先端の知識に触れグローバルな視点を身につけるため、世界的権威であるハーバード大学教授陣等による「特別講義（冬期集中）」を設ける。
- V. 文部科学省の「履修証明プログラム」および「職業実践力育成プログラム (BP)」

厚生労働省の「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」等により、受講生のキャリアアップを支援する。

### 3. 人材別の達成すべき能力

産業保健プログラムでは、現場で発生する産業保健上の諸問題に対して指導的立場で問題解決型の対処ができる以下のような高度専門職業人の養成を目指している。

- ① 環境・社会との関わりから健康事象を理解し、対処できる専門的知識・技術・態度を習得する。特に今日の医療・保健を取り巻く状況の変化を理解し、実際の現場で対処できる専門的な技術と指導力を有している。
- ② 集団を対象とした健康事象の把握手法、および因果関係推定の技法であり、根拠に基づく医療（EBM：Evidence Based Medicine）に必須である疫学を修得することにより、科学的医療・保健を実践できる専門的な技術と指導力を有している。
- ③ 実践研究等を通じて、医療・保健の様々なデータを解析し、種類や分布の特徴を理解し、要約や表示方法等により、実際の現場で説得できる専門的な技術と指導力を有している。
- ④ 予防・診断・治療、職場・社会復帰に係わる社会的取組み、諸システムを包括的に理解し、それを医療・保健の実践に適用できる専門的な技術と指導力を有している。
- ⑤ 公衆衛生学の見地に立って、身体的・心理的・社会的に弱い状況におかれた者の立場を理解した総合的医学や全人的医療・地域医療を含めた公衆衛生活動が実践できる専門的な技術と指導力を有している。

また、高度専門職養成という観点から、求められる養成人材別の達成すべき能力要件は以下ようになる。

#### 【産業看護職（保健師・看護師）】

企業における産業保健業務を遂行するに当たっては、多種様々な能力が要請されることから、職場の産業保健課題を抽出し、対策案を考え、経営側や他職種個々の労働者と合意形成を図り、対策実施をリードし対策実現ができる能力を獲得する。すなわち、職場の個人の問題を超え、職場、工場あるいは事業場全体の健全性をアセスメントし、対策を検討し、その対策案を実施するための科学的分析能力、コミュニケーション能力およびリーダーシップ・マネジメント能力を獲得する。

#### 【産業医・労働衛生コンサルタント】

単に医療機関から産業現場に場を移した医療活動というのではなく、環境要因が強くかわり、医療の場とは異なった領域の法律制度や会社組織の論理も深く理解し、組織全体の健康意識を上げる（ヘルシーカンパニーを作る）活動ができる能力

を身に付ける。その結果として産業医学の高度な専門家である日本産業衛生学会専門医や労働衛生コンサルタントの資格を取得する（試験に合格する）だけでなく、産業現場で発生する新たな問題を自ら調査・研究し、その解決ができる能力の獲得も目指す。

#### 【安全管理者・衛生管理者】

作業環境の有害要因の測定および管理で現在行われている作業環境測定の仕組み、及び排気システムを学習し、さらに有害要因への曝露レベルの測定方法についても学習し、結果として選択すべき対策方法を理解する。さらに、新規有害要因への対応としてのリスク管理の適用能力を獲得する。

#### 【様々な産業保健専門職】

それぞれの産業保健の専門職として、職場の該当する産業保健課題を抽出し、対策案を考え、他職種と合意形成を図り、対策実施をリードし、対策実現ができる能力を獲得する。

### 4. 受講期間

受講期間は1年間または2年間とする。2年間であっても、修了要件を満たした場合、1年間で修了とする。また、1年間であっても、修了要件を満たしておらず、且つ、大学が認めた場合は、受講期間を2年間に延長することができる。なお、入門コースの受講期間は2年間とする。

### 5. 担当教員

産業保健プログラムでは、受講生の受講科目の選択や学期中の勉学支援（授業の復習・補習等）、ならびに実践報告の相談、指導など多様な受講生ニーズに対応するため、特定の教員が担当教員（主と副の2名）として一人一人の受講生に対して支援する。

具体的には、受講科目設定時において担当教員による助言をもとに受講科目を決定できるよう個別に支援する。社会人の受講生に対する指導時には、修了要件や個人の目標に影響を与えない範囲で、職務への負担軽減も考慮する。

### 6. 受講料

受講料は1年目15万円、2年目10万円とする。なお、既納の受講料は如何なる理由があっても返還しない。

## 7. 授業科目の受講について

### (1) 授業科目（予定）

授業科目	授業形態	コマ数	時間数	一般	入門
疫学・統計	講義・演習	8	12時間	必須	必修
産業保健学	講義	15	22.5時間	必修	必修
産業環境保健学実習	実習	15	22.5時間	必修	必修
実践報告	実習	15	22.5時間	必修	必修
衛生管理学	講義	8	12時間	—	必修
産業環境保健学概論	講義・演習	8	12時間	選択	必修
基礎疫学	講義・演習	15	22.5時間	選択	選択
基礎生物統計学	講義・演習	15/8	22.5/12時間	選択	選択
産業中毒学	講義・演習	8	12時間	選択	選択
ヘルスコミュニケーション学	講義・演習	8	12時間	選択	選択
健康教育学	講義・演習	8	12時間	選択	選択
産業精神保健学演習	講義（集中）	8	12時間	選択	選択
産業環境工学特論	講義（集中）	8	12時間	選択	選択
産業看護マネジメント論	講義（集中）	8	12時間	選択	選択
産業保健統括管理学	講義（集中）	8	12時間	選択	—
特別講義（産業環境保健学）	講義（集中）	8	12時間	選択	選択

都合により変更となる場合がある。科目の詳細は、「1 1. 授業科目の概要」参照。

### (2) 修了要件

一般	①必修科目4科目（実践報告を含む）及び選択科目4科目以上の合計127時間以上を受講すること。 ②必修科目の実践報告において、研究報告が基準レベルを達成すること。
入門	①必修科目6科目（実践報告を含む）及び選択科目3科目以上の合計139時間以上を受講すること。 ②必修科目の実践報告において、研究報告が基準レベルを達成すること。

上記①、②を満たした場合に、学校教育法に基づく履修証明書を交付する。

### (3) 授業時間割

授業時間	時間
1 時限	9 : 00～10 : 30
2 時限	10 : 45～12 : 15
3 時限	13 : 05～14 : 35
4 時限	14 : 50～16 : 20
5 時限	16 : 35～18 : 05

### (4) 単位について

単位の付与および学位（修士号）の修得はできない。修了要件を満たした受講生には、学校教育法に基づき本学より履修証明書を交付する。

## 8. 受講科目申請の届け出等について

### (1) 受講科目の申請方法

その年度内に受講を希望する科目を選び、所定の用紙（受講科目申請書）で受講を申し込むことが必要である。なお、受講科目については、事前に担当教員と相談の上、指導を受けること。受講科目申請書の提出期限は 4 月 20 日までとなるので、期日までに必ず提出をすること。

### (2) 受講科目の変更

年度始めに受講申請した科目の受講を取りやめる場合や、新たな科目の受講を希望する場合には、担当教員と相談して、所定の用紙（受講科目変更届）で届け出を行う必要がある。なお、年次途中で新たな科目の受講を希望する場合には、その科目の受講が可能かどうか、科目責任者に事前に問い合わせること（すでに定員を満たしている場合や、希望者がおらず講義が予定されていない場合等がありえる）。

### (3) 実践報告について

受講生は、担当教員の指導のもと、産業活動の実践を行い、その成果を発表する（中間発表、最終発表）。成果は、実践報告書という形で執筆する。テーマやその具体的な内容については、担当教員とよく相談し、またその指導を受けること。

なお、実践報告実施要項を配布し、具体的な流れ、スケジュールについては、別途、ガイダンスを行う。

※ 上記（1）～（3）の届け出の提出先は、産業保健プログラム事務局（板橋キャンパス大学棟本館 6 階）となる。

## 9. 実習について

実習においては指導教員または実習先の担当者の指導のもと、十分留意の上で行わなければならない。

万が一、通学中や実習先への移動中に転倒してケガをした場合、炎天下での実習中に熱中症となり入院した場合等、以下へ連絡すること。なお、事故の場合、報告書の提出（様式任意）が必要である。

## 10. イブニングセミナーについて

平日夜間（月 1 回程度、18:00～（予定））に、研究発表、外部専門家による講義などから構成するイブニングセミナーを開催する。テーマ等については都度連絡を行う。

## 1 1. 主な年間スケジュール

オリエンテーション	3月17日(土) / 3月20日(水)
前期授業の期間	4月11日(水) - 8月15日(木)
受講科目申請書の提出期限	4月19日(金)
実践報告テーマ提出期限	5月31日(金)
夏期特別講義(集中講義)の期間	8月3日(土) - 9月10日(水)
実践報告 中間発表会	9月初旬(予定)
後期授業の期間	9月17日(火) - 12月25日(水)
冬期特別講義(集中講義)の期間	1月(予定)
実践報告書 一次提出	1月下旬(予定)
実践報告 最終発表会	2月上旬(予定)
実践報告書 最終提出期限	2月21日(金)
履修証明書の交付	3月中旬

## 1 2. 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)について

厚生労働省による教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の講座に指定されている。所定の条件を満たす受講生には受講料の一部の支給を受けることができる(原則として、1年間で修了の場合)。申請の申し込み等の詳細は、厚生労働省の教育訓練給付制度のホームページに掲載されている。

## 1 3. 学会の単位について

産業保健プログラムの一部は、日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度における研修単位として申請予定である。

## 1 4. 同窓会について

産業保健プログラムの修了生や受講生等による同窓会を設置している。イブニングセミナー等の機会を利用して、情報交換、研究発表、実践報告等を行っている。



## 15. その他留意事項

### (1) 諸連絡について

科目等に関する連絡は主にメーリングリストを用いて行う。

### (2) 施設の利用について

大学内の施設として、公衆衛生学研究科大学院生室（4号館）、図書館等が利用できる。詳しくはキャンパスガイドを参照すること。なお、大学内では必ず身分証を携帯すること。

### (3) 受講の取り消しについて

本学の規程または諸規則に違反した場合や反する行為があった場合には、産業保健プログラムの受講を取り消すことがある。

### (4) 交通機関の不通と警報による休講

交通機関が事故等で不通になった場合、または台風、大雪等でキャンパスのある地域に、暴風警報(大雨、洪水警報のみは除く)、大雪警報が発令された場合は、以下の通り休講とする。授業、実習が開始されてから発令された場合は、大学、実習先の指示に従うこと。

1. 埼京線、山手線、京浜東北線のすべてが不通となった場合  
暴風警報または大雪警報が、**東京 23 区**に発令された場合

運転再開の時刻、警報の解除時刻	授業、実習の取扱い
午前 6 時 00 分まで	平常どおり
午前 6 時 00 分から午前 10 時 00 分まで	3 時限目より授業を行う
午前 10 時 00 分以降	1 日休講

2. 上記以外の交通機関の不通、警報が発令されている地域があっても、休講とはしない。登校不可能な状態の場合は必ず大学あるいは実習先に連絡し、指示を受けること。